

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成27年12月3日(2015.12.3)

【公表番号】特表2012-529080(P2012-529080A)

【公表日】平成24年11月15日(2012.11.15)

【年通号数】公開・登録公報2012-048

【出願番号】特願2012-514054(P2012-514054)

【国際特許分類】

G 10 L 15/32 (2013.01)

G 06 F 17/27 (2006.01)

G 10 L 15/22 (2006.01)

G 10 L 15/06 (2013.01)

【F I】

G 10 L 15/28 370 E

G 06 F 17/27 M

G 10 L 15/22 200 V

G 10 L 15/06 400 V

【誤訳訂正書】

【提出日】平成27年10月13日(2015.10.13)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

コンピュータ実装認識システムであって、

複数のコンテキスト特定文法をそれぞれ並行に用いて、同一の入力に対し、独立した認識処理を行い、複数の認識結果を対応する複数の認識パスに沿って生成するよう構成された複数のコンテキスト特定制約の制約コンポーネントと

前記複数の認識結果の再認識のために用いられるパスの各々に割り当てられた重みに基づいて前記複数の認識結果を再認識し、単一の認識結果を求めるよう構成された調整コンポーネントと、

を備えることを特徴とするシステム。

【請求項2】

前記制約は前記入力の認識処理のための文法を含む、請求項1記載のシステム。

【請求項3】

前記調整コンポーネントは、関連のあるタスクデータを処理して、前記単一の認識結果に達し、前記関連タスクデータは、認識文字列、発話レベルおよびサブ発話レベル信頼スコア、会話カバー範囲、並行認識における相対遅延、コンテキストの事前確率、各認識の相対難易度または前記認識結果におけるコンセンサスのうち、少なくとも1つを含むことを特徴とする請求項1に記載のシステム。

【請求項4】

前記経路のそれれにおいて対応するコンテキスト特定制約を用いて前記入力を別々に認識処理するための認識コンポーネントをさらに備えることを特徴とする請求項1に記載のシステム。

【請求項5】

前記調整コンポーネントは、前記複数の認識結果の再認識の前に、前記複数の認識結果

の統計的分析を実行するようにさらに構成されることを特徴とする請求項 1 に記載のシステム。

#### 【請求項 6】

コンピュータ実装認識方法であって、前記方法はコンピュータ可読命令を実行するコンピュータシステムにより実行され、前記方法は、

発話入力を処理するための別々のコンテキスト特定文法を受信するステップと、

前記コンテキスト特定文法をそれぞれ並行に用いて、前記発話入力を独立して認識し、複数の中間認識結果を生成するステップと、

前記認識パスの各々に割り当てられた重みに基づいて前記複数の中間認識結果を調整して单一の最終認識結果を生成するステップと、

を備えることを特徴とする方法。

#### 【請求項 7】

前記单一の最後認識結果を生成するステップは、前記複数の中間認識結果と前記発話入力との類似度を決定するよう構成された統計的分類器を用いて前記複数の中間認識結果から最も高い類似度を有する結果を選択するステップをさらに備えることを特徴とする請求項 6 に記載の方法。

#### 【請求項 8】

プロセッサによって実行されるコンピュータ実行可能命令を備えるコンピュータ読み取り可能記憶媒体であって、

複数の認識結果にそれぞれ対応する複数の認識パスに沿って同じ入力に対し独立の認識処理を実行するよう構成された複数のコンテキスト特定制約の制約コンポーネントと、

前記複数の認識結果の再認識のために用いられるパスの各々に割り当てられた重みに基づいて前記複数の認識結果を再認識し、最終認識結果を求めるよう構成された調整コンポーネントと、

を備えることを特徴とする、コンピュータ読み取り可能記憶媒体。

#### 【請求項 9】

前記調整コンポーネントは、前記複数の認識結果と前記入力との類似度を決定するよう構成された統計的分類器を用いて、前記複数の認識結果から最も高い類似度を有する結果を選択し、前記最終認識結果を生成することを特徴とする、請求項 8 に記載のコンピュータ読み取り可能記憶媒体。

#### 【請求項 10】

前記最終認識結果を定義する 1 つまたは複数のルールを課すためにルールコンポーネントを更に備えることを特徴とする、請求項 8 に記載のコンピュータ読み取り可能記憶媒体。

#### 【請求項 11】

前記調整コンポーネントは、前記再認識の前に前記複数の認識結果の統計的分析を実行するよう構成されていることを特徴とする、請求項 8 に記載のコンピュータ読み取り可能記憶媒体。

#### 【誤訛訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 0 2

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 0 2】

数多くの企業名、ウェブ探索クエリおよび音声ダイヤル要求などをカバーする音声探索タスクのように、文典 (g r a m m a r、文法) の大きい探索空間が必要とされる場合に、会話認識性能は次善最適になることが多い。よく示されている 3 つの次善最適は、長い認識遅延、低い認識精度、不十分な文典カバー範囲を含む。